

〒160-8484
東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
新宿区区长 中山弘子殿

公共性公益性に心配りされた、新宿区「人と猫との調和のとれたまちづくり」事業中、野良猫に不妊手術を行う区民への医療実費の一部補助を、新宿区補助金等審査委員会は、税金の無駄遣いで問題のある制度としました。

**法令順守しない、数人の民間人の意見で、
順法の施策措置を変えないでください。**

平成16年7月27日、民間学識経験者と区民の5名からなる検討委員会の行った、新宿区補助金等審査委員会は、野良猫の発生原因を、猫を取扱う者などを度外視した上で、「猫の個人飼い主責任に限る」と決めつけ、飼い主によるオスの飼い猫の去勢だけで問題が解決するとし、生物多様性と環境保全に関わる区の順法措置を「税の無駄遣い・問題のある制度」としました。

この審査会の決めた提言は、下記などの審査内容からも不当と判断されます。

- ・区の「人と猫との調和のとれたまちづくり」事業中、東京都も施策として決めている「飼い主のいない猫との共生支援事業」を真っ向から否定しました。
- ・犬と猫の法令が異なるにも関わらず、同じ法令を猫に遵用して審査しました。
- ・国から自治体へ出されている「所有者の判明しない猫に、飼養希望者の発見に努めるなど、生存の機会を与えるように努める（総管第237号・昭和50年・通知）」などの通達に準拠した猫の譲渡事業施策措置の計画は区にありません。成猫の譲渡が極めて困難であり、区も行わない野良猫譲渡事業に具体的な現実性がないにも関わらず、任意の地域住民による「野良猫の譲渡活動」を基本的な解決策とし、また「不妊手術だけで野良猫は減らない」としました。
- ・「罰則の有る区条例（可罰的違法行為）」を制定する際の根拠となる法令本法が希薄であることに加えて、法令による、猫の生態、生理、本能、習性やその社会性などに配慮していないにも関わらず、「違反罰則付き猫の室内飼育」区条例の制定を提言しました。
- ・猫を取扱い又は飼うなどの者に対する「繁殖制限」を、可罰的違法行為として条例化する根拠法令本法がありません。しかし、区や都には猫を取扱い又は飼うなどの者に対する繁殖制限条例がありません。このため区は裁量権等により、繁殖制限施策措置を行っています。

従って、検討委員会の行った補助金等審査委員会の審査内容と、その内容に基づく提言は不当と考えられ、生物多様性に鑑み、環境保全に寄与する、野良猫の繁殖制限手術補助施策措置は適正であり、該当の制度が「問題のある制度」ではないものと考えます。

以上

下に署名し、郵送にて提出いたします。（その他の意見は裏面に記します。）

		平成	年	月	日
1 _____ 住所	2 _____ 住所				
氏名	氏名				
3 _____ 住所	4 _____ 住所				
氏名	氏名				